

各高齢者サービス事業者代表者 様

和歌山県福祉保健部  
介護サービス指導課長  
(公印省略)

令和6年度和歌山県介護事業所等サービス提供体制確保事業補助金(令和5年10月1日から令和6年3月31日までに支払った経費分)の交付申請について(周知)

平素は和歌山県福祉行政に協力いただき、ありがとうございます。

県では、新型コロナウイルスの感染者が発生した事業所・施設等、濃厚接触者に対応した事業所・施設等を対象に、通常の介護サービスの提供時では想定されないかかり増し経費等で、令和5年10月1日から令和6年3月31日までに支払いを完了した分に対して下記の通り標記補助金の募集を開始します。

詳しくは、きのくに介護 de ネット内(<https://wave.pref.wakayama.lg.jp/kaigodenet/>)、「令和6年度介護サービス事業所等サービス提供体制確保事業補助金(令和5年10月1日から令和6年3月31日までに支払った経費分)」をご確認いただき、交付を希望する場合は、下記の期限内に交付申請書等関係書類の提出をお願いします。

また、本通知は、法人に対してのみ送付していますので、必ず傘下の事業所・施設等あて周知いただきますようお願いいたします(補助金の交付申請は、法人において複数の事業所等分をまとめて申請をお願いします)。

## 記

### 1. 募集する補助金の対象

令和5年10月1日から令和6年3月31日までに支払いを完了したかかり増し経費等

### 2. 申請書の提出期間

令和6年4月25日から令和6年5月27日まで

### 3. 提出方法

電子申請により下記アドレス又はきのくに介護 de ネットの令和6年度和歌山県介護事業所等サービス提供体制確保事業補助金ホームページから申請ください。

<https://logoform.jp/form/WEVN/562686>

※ 原則郵送及び電子メールでの申請受付は行っておりませんので、ご注意ください。

4. 前回（令和5年9月30日までの経費分）からの変更点

- (1) 職員の感染等による緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当について、一人あたりの補助上限額を設定。
- (2) 施設内療養者一人あたりの補助上限額及び追加補助要件の変更。

5. その他

交付申請にあたって、新型コロナウイルスの感染状況が確認できる根拠資料を求めることがありますので、追加資料の提出依頼があった場合は資料をご提出ください。

また、感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用については、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う 医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和5年3月17日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に基づき、令和5年3月31日付け長第03310006号で和歌山県が実施した高齢者施設等での感染対策を含む施設内療養の体制に係る調査において要件を満たしている事業所のみが対象となります。

なお、当補助金は予算の範囲内での補助となりますので、ご注意ください。

和歌山県 介護サービス指導課 TEL : 073-441-2527 FAX : 073-441-2516
--